

青森市小学校給食センター等整備運営事業事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第10条の2第3項の規定に基づき、下記のとおりその内容を公表します。

平成24年4月6日

青森市長 鹿内 博

## 記

### 1 公共施設等の名称

（仮称）青森市小学校給食センター  
青森市中学校給食センター〔既設〕

### 2 公共施設等の立地

青森市大字三内字丸山 393 番地 261

### 3 選定事業者の商号又は名称

青森県青森市安方一丁目 2 番 13 号  
株式会社青森スクールランチサービス  
代表取締役 中舘 亨

### 4 公共施設等の整備等の内容

〔青森市小学校給食センター等整備運営事業 事業契約約款（抄）〕

#### （この事業の概要）

第6条 この事業は、次の各号に掲げる業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、この施設の大規模修繕（建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕（建築基準法第2条第14号）をいう。以下同じ。）はこの事業に含まれないものとする。

#### （1）整備施設の設計業務

ア 整備施設の建築本体（建築物・建築設備等）に係る設計業務

（ア）整備施設及び事業用地の各種調査（敷地測量・地質調査）

（イ）整備施設の建築本体（建築物・建築設備等）に係る設計

（ウ）整備施設の建築本体（建築物・建築設備等）に係る設計図書の作成

（エ）整備施設の建築本体（建築物・建築設備等）に係る設計に伴う各種申請手続

- イ 整備施設の厨房設備に係る設計業務
  - (ア) 整備施設の厨房設備に係る設計
  - (イ) 整備施設の厨房設備に係る設計図書の作成
  - (ウ) 整備施設の厨房設備に係る設計に伴う各種申請手続

(2) 整備施設の工事監理業務

(3) 整備施設の建設業務

- ア 整備施設の建設工事
- イ 整備施設の厨房設備、備品等の調達・設置
- ウ 整備施設の建設工事に伴う近隣対策
- エ 整備施設の建設に伴う各種申請手続
- オ 整備施設の完成図書の作成

(4) この施設の運営備品等調達等業務

(5) この施設の開業準備業務及び整備施設の引渡業務

- ア この施設の開業準備業務
- イ 整備施設の引渡業務

(6) この施設の維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（整備施設のみ）
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 厨房設備保守管理業務（整備施設のみ）
- エ 各種備品等保守管理業務
- オ 外構等保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ エネルギー管理支援業務
- ク 警備業務

(7) この施設の運営業務

- ア 調理等業務
- イ 衛生管理業務
- ウ 洗浄・残菜等処理業務
- エ 広報・食育支援業務
- オ 配膳業務
- カ 配送・回収業務

2 この施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

## 5 契約期間

自 契約成立日

至 平成 41 年 3 月 31 日

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[青森市小学校給食センター等整備運営事業 事業契約約款(抄)]

(市の事由による解除)

第 59 条 市は、この事業の実施の必要がなくなったとき又はこの施設の転用が必要となったと認めるときには、180 日以上前に事業者へ通知のうえ、この契約の全部(一部は不可。ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。)を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第 60 条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、この契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合にあっては、この限りでない。
- (2) 供用開始予定日から 60 日が経過しても施設供用業務が着手されるべきこの施設に係る施設供用業務の着手ができないとき、又は供用開始予定日から 60 日以内に施設供用業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合にあってはこの限りでない。
- (3) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によって当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、第 52 条に規定する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者がこの契約上の義務に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 基本協定が解除されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約上の義務に違反し、その違反によりこの事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 53 条第 1 項に規定するモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務水準を満たさないと判断したときは、同条第 2 項の規定により、事業者に対してその是正を勧告し、又は別紙 12(サービス購入料の減額の基準と方法)の定めるところに従いこの契約の全部を解除することができる。

(市の債務不履行による解除等)

第61条 市がこの契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後60日以内に当該違反を改善しないときは、事業者は、この契約の全部を解除することができる。

2 市がこの契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延したときは、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年3.1%の割合で計算した額(1年を365日として日割計算とする。)を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

(法令の変更及び不可抗力)

第62条 事業者は、次の各号の一に該当したときは、市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、この契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

- (1) 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき
- (2) 法令の変更若しくは不可抗力により、この契約及び業務水準に従って整備施設の整備ができなくなったとき又は施設供用業務の遂行ができなくなったとき
- (3) 法令の変更又は不可抗力により、この事業の実施が不可能となったと認められるとき
- (4) 法令の変更若しくは不可抗力により、この契約及び業務水準に従って整備施設の整備又はこの施設の施設供用業務を遂行するために追加的な費用が必要となったとき

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わないときは、市は、事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、この事業を継続するものとし、損害、損失又は費用の負担は、別紙8(不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合)及び別紙13(法令変更による費用の負担割合)に記載する負担割合によるものとする。

3 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項に規定する協議が調わない場合において、事業者が前項に規定する指図に従わないときは、市は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

4 市は、第14条第4項第3号及び第4号、第35条第3項第3号及び第4号、第37条第1項第3号及び第4号並びに第39条第3項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

## 7 その他内閣府で定める事項

### (1) 契約金額

金 10,119,606,505 円（うち消費税及び地方消費税金 480,989,343 円）ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合（消費税及び地方消費税の税率の変更による改定を含む。）には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

### (2) 契約終了時の措置に関する事項

[青森市小学校給食センター等整備運営事業 事業契約約款（抄）]

#### （契約期間）

第 5 8 条 この契約の契約期間は、この契約成立の日から平成 41 年 3 月 31 日までとする。ただし、この章の規定により契約が解除されたときは、この契約は、その時点において終了する。

2 事業者は、この契約に別段の定めがある場合を除き、この契約の終了に当たっては、市に対して、市が継続使用できるようこの施設の施設供用業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた施設供用業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

#### （引渡日前の解除の効力）

第 6 4 条 引渡日前に第 59 条から第 62 条までの定めるところによりこの契約が解除されたときは、この契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、次の各号に掲げるところにより、整備施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

(1) 第 60 条に規定によりこの契約が解除された場合において、市が当該解除後に整備施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、施設のうち市による完成確認が未了の部分を検査したうえで、検査に合格した整備施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができる。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合において、市は、その対価の支払債務と、第 66 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとし、なお残額があるときは、支払時点までの利息（年 3.1%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に市による完成確認が完了している整備施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を別紙 11（サービス購入料の金額と支払いスケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

(2) 第 59 条又は第 61 条の規定によりこの契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、施設のうち市による完成確認が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合において、市は事業者に対して、その対価及び第 66 条第 4 項に規定する損害賠償額の総額に支払時点までの利息（年 3.1%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している整備施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス購入料の金額と支払いスケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

(3) 第 62 条の規定によりこの契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（年 3.1%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している整備施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス購入料の金額と支払いスケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

(4) 市は、必要と認めるときは、その理由を事前に事業者に対して通知したうえで、整備施設を最小限度破壊して前 3 号に規定する検査をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、引渡日前にこの契約が解除された場合において、本件工事の進ちょく状況を考慮して、事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができるものとし、事業者はこれに従うものとする。この場合において、解除が第 59 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは、市がその費用相当額及び第 66 条第 4 項に定めるところの損害賠償額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（年 3.1%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第 60 条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第 66 条第 1 項及び第 3 項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第 81 条に基づく遅延損害金を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 60 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

3 この施設のうち施設供用業務が着手されている部分があるときは、当該施設供用業務の対象となっているこの施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号後段の規定を準用する。

(引渡日後の解除の効力)

第65条 引渡日後に第59条から第62条までの規定によりこの契約が解除されたときは、この契約は、将来に向かって終了する。この場合において、市は、第40条の規定により引渡しを受けた整備施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 前項の場合において、市は、この契約が解除された日から10日以内にこの施設の現況を検査したうえ、この施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担においてこの施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。

3 市は、前項に規定する修補完了の通知を受けてから10日以内に修補の完了検査を行うものとする。この場合において、事業者は、当該完了検査の終了後速やかに施設供用業務を市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該市の指定する者が施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項の規定により市が施設供用業務を引き継いだ後、市及び事業者は、次の各号に定めるところにより、サービス購入料を取り扱うものとする。

(1) この契約の解除が第60条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙11(サービス購入料の金額と支払いスケジュール)の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によりこの施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、未払いの施設整備費の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、未払いの施設整備費の支払義務を免れるものとし、当該相殺により市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

(2) この契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を別紙11(サービス購入料の金額と支払いスケジュール)の定めるところに従い支払うとともに、第66条第4項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息(年3.1%の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。

- (3) この契約の解除が第 62 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙 11 ( サービス購入料の金額と支払いスケジュール ) の定めるところに従い支払うものとする。この場合において、市は、事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
- (4) 事由のいかんを問わず、この契約の解除日以後、市は、施設供用業務に係るサービス購入料のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、この契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設供用業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算及び支払いを行うものとする。

( 損害賠償 )

第 66 条 第 60 条第 1 項各項の規定によりこの契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。

- (1) 引渡日前までに解除された場合  
施設整備費の 100 分の 10 に相当する額
- (2) 引渡日以降に解除された場合  
解除日が属する事業年度およびその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の 100 分の 10 に相当する額
- 2 前項第 1 号に規定する場合において、第 9 条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 3 第 60 条第 1 項各項に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第 1 項の違約金額を上回るときは、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。
- 4 第 59 条又は第 61 条の規定によりこの契約が解除されたときは、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。